

議案第 6 5 号

北本市防災会議条例及び北本市災害対策本部条例の一部改正
について

北本市防災会議条例及び北本市災害対策本部条例の一部を次のように
改正する。

平成 2 4 年 9 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市防災会議条例及び北本市災害対策本部条例の一部を改正す
る条例

(北本市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 北本市防災会議条例（昭和 3 8 年条例第 1 1 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審
議すること。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市
長が任命する者 5 人以内

第 3 条第 6 項中「第 5 項第 8 号及び第 9 号」を「前項第 8 号から第
1 0 号まで」に改める。

(北本市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 北本市災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号参考資料

北本市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市防災会議条例及び北本市災害対策本部条例の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 北本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>6 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。た</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内</u></p> <p>6 <u>前項第8号から第10号までの委員の任期は2年とす</u></p>

<p>だし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 略</p>	<p>る。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 略</p>
---	--

北本市災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市防災会議条例及び北本市災害対策本部条例の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、北本市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、北本市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>